

事務連絡
令和8年5月20日

神栖市スポーツ協会
加盟団体 事務局長 様

神栖市スポーツ協会
会長 泉 純一郎
(公印省略)

暑さ指数等に基づいた神栖市スポーツ協会イベントの開催について

平素より、本協会の発展のため多大なるご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、標記については、令和6年6月より、暑さ指数(WBGT)等に基づいた対応をお願いしているところではありますが、引き続き、下記の内容をご確認いただき、今後のイベント開催の指針としていただくとともに、関係者への周知方について、お願い申し上げます。

記

【内 容】

○開催にあたり参加者に対する暑さ指数に応じた注意喚起を行ってください。

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(公益財団法人日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)」(スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

上記資料等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

○熱中症特別警戒アラート発表中はイベントを中止・延期してください。また、特別警戒アラートが発表されていない場合でも、当日施設で計測した暑さ指数が31以上の場合にはイベントを中止・延期してください。

環境省の熱中症予防情報サイトにおいて、暑さ指数(WBGT)を公表していますので、参考にしてください。

また、市内各運動施設に暑さ指数計測器が常備されておりますが、市スポーツ協会事務局でも貸出用の計測器を用意しておりますので、貸出希望の団体は市武道館(0299-96-7700)まで連絡をください。

○イベント中止に伴う運動施設のキャンセル料については、次の条件のいずれかを満たす場合は徴収しません。

条件：県内において熱中症警戒アラート※1または熱中症特別警戒アラート※2が発表されている

：施設で計測した暑さ指数が31以上である

：最高気温が35℃以上の猛暑日である（予報も含む）

対象施設：冷空調が完備されていない施設

運用開始日：令和8年6月2日（火）

※1 県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点において暑さ指数（WBGT）3.3以上

※2 県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数（WBGT）3.5以上

○その他、施設から利用にあたり特別な指示があった場合には、これに従ってください。

【添付書類】

- ・スポーツ活動における熱中症事故の防止について（スポーツ庁）